

マイナ保険証の利用促進支援

2024年12月の保険証廃止に伴い、現在、医療現場における利用率アップの対策が取られています。その内の一つとして、2024年5月～7月のマイナ保険証利用人数の増加量に応じた、最大10万円（病院は20万円）を一時金として支給することとされていました。

今回この一時金制度が見直され、金額の上限が最大20万円（病院は40万円）に見直されました。

1. 概要

2023年10月の利用率を起点として、2024年5月～7月のいずれかの月のマイナ保険証の利用人数の増加量に応じ、最大20万円（病院は40万円）を一時金として支給

（一時金受取のための申請は不要）

2. 対象期間

2024年5月～7月まで3か月間

3. 支払要件

- ① 2023年10月から利用人数が一定数増えていること
- ② 窓口での共通ポスター掲示
- ③ 来院患者さんへのお声かけと、マイナ保険証の利用を求めるチラシの配布

「診療所・薬局」の場合

		10月利用実績からの増加人数									
		1人以上	10人以上	20人以上	30人以上	50人以上	70人以上	80人以上	100人以上	160人以上	240人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万
	3 - 5%	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万	
	5 - 10%	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万		
	10 - 20%	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万			
	20 - 30%	5万	7万	10万	15万	17万	20万				
	30 - 40%	7万	10万	15万	17万	20万					
	40%以上	10万	15万	17万	20万						

「小規模施設（2023年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設）」の場合

※小規模施設であっても2023年10月の実績が10%以上の場合や、5～10%で10人以上増加の場合は小規模施設でない方の要件を満たすこととなります。小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能です。

		10月利用実績からの増加人数						
		1人以上	5人以上	10人以上	15人以上	25人以上	35人以上	40人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万
	3 - 5%	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万	
	5 - 10%	1万	1.5万					

歯科会計®

2023年歯科給与調査資料

2023年給与調査資料をまとめましたので、2023年歯科経営資料と合わせて医院様宛にお送りいたします。この資料では橋本会計のお客様の歯科医院について、職種・地域別に実際のリアルな給与・賞与額を掲載しています。昨今の人員不足により、求人募集や昇給についてお悩みの医院様も多いと思いますので、お手元に届きましたらぜひご参考にしてください。

職種別・都道府県別の平均値（橋本会計お客様）

(1) 常勤／固定給（月額）

地域	歯科衛生士	歯科助手その他	歯科技工士	歯科医師
東京都(特別区)	299,543	252,016	266,867	773,909
東京都(都下)	287,927	259,753	329,186	684,623
神奈川県	290,694	226,966		514,860
埼玉県	269,902	220,197		455,000
千葉県	254,935	214,399	424,000	593,368
茨城県	274,606	220,539		
その他地域	230,046	191,964		
全データ平均	286,784	242,035	309,154	681,254

(2) 非常勤／時間給

地域	歯科衛生士	歯科助手その他	歯科技工士	歯科医師
東京都(特別区)	1,910	1,321		3,877
東京都(都下)	1,780	1,312		3,953
神奈川県	1,641	1,280		3,600
埼玉県	1,476	1,121		3,500
千葉県	1,508	1,135		3,500
茨城県	1,408	1,265		
その他地域	1,091	1,293		4,000
全データ平均	1,733	1,281	1,648	3,884

- ・令和5年12月時点での調査となっており、今年に入ってから昇給分は反映されていません。
- ・固定給は常勤者における通勤手当、変動手当を除く支給額となっています。

資産承継

相続時精算課税制度の注意事項

相続時精算課税制度を利用した贈与は、110万円の基礎控除枠が新設されたこともあり、利用件数の増加が予想されます。

今回は、必要な申告手続についてまとめましたが、今回は利用における注意事項をまとめています。

<年間110万円を超える贈与は申告が必要>

相続時精算課税制度では、110万円の基礎控除枠があるとともに、累計贈与額2500万円までは非課税となります。しかし、制度を利用した贈与の金額が110万円を超えているにもかかわらず、贈与税の申告を期限内に行わなかった場合には、20%の贈与税を納める必要がでてくる点注意が必要です。110万円を超える贈与を受けた年は忘れずに申告することが必要です。

<孫への贈与の場合は相続税が2割加算>

相続時精算課税制度は60歳以上の両親・祖父母から、18歳以上の子や孫への贈与について利用できます。ただし、孫に対して当該制度利用した贈与を行った場合に、将来贈与者が死亡した際に孫が負担する相続税は2割加算の対象となります（代襲相続人は除く）。

<土地を贈与した場合小規模宅地の特例を適用できなくなる>

居住用や賃貸用などで一定の要件を満たしている土地については、80%や50%の相続税評価額の減額を受けられる小規模宅地等の特例制度があります。小規模宅地等の特例が適用対象となる土地を、生前に相続時精算課税制度で贈与してしまうと、将来相続税の計算の際には特例は適用できないこととなります。

<将来にむかって評価が下がる可能性のある財産にはむかない>

相続時精算課税制度を利用して贈与した財産は、将来贈与者が亡くなった際には、贈与時の評価額にて相続財産に加算されます。そのため贈与時には評価が低く、将来に向かって評価が高くなっていく財産についてはメリットが生じます。

逆に、建物など年々評価が下がっていくような財産については、高い時の評価額で固定され相続税が計算されることになるため注意が必要です。さらに、建物については相続時精算課税制度を利用して贈与を行った後に、火災や地震等で建物が消滅したとしても、贈与時の評価額でしっかり相続財産に取り込まれてしまうという可能性もあります。